令和6年度長岡市 e スポーツを活用した地域活性化イベント開催業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、長岡市が発注を予定している「令和6年度長岡市eスポーツを活用した地域活性化イベント運営業務委託」のプロポーザル及び委託する場合において適用される 基本的事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者と協議の 上、別途作成する。

2 目的

当市は、人口減少・高齢化の進展による担い手不足で、集落機能の維持や地域の活力低下が懸念され、支所地域は特にその傾向が顕著であり、早急な対策が必要である。

このため、年齢や性別など垣根なく楽しむことができ、若者を中心に年々競技人口が増加している「e スポーツ」を活用し、関係・交流人口の創出・拡大を図るもの。さらに、山積する地域課題解決のための地域づくり人材の掘り起こしと育成等を行い、支所地域の住民が10年後も安心して住み続けられる持続性の高い地域づくりを目指すものである。

3 業務名

令和6年度長岡市 e スポーツを活用した地域活性化イベント開催業務委託

4 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 業務の概要

(1) e スポーツ大会の開催

ア 実施日

- ・予選 令和6年9月を予定
- ・本選 令和6年10~11月を予定(1日間で実施)

イ 会場

・栃尾地域交流拠点施設トチオーレ1階大ホール(長岡市中央公園1丁目 67) 施設 HP(図面、備品リストあり)

https://www.city.nagaoka.niigata.jp/shisei/cate08/tochio-kouryu/reserve.html

会場使用料は無料

- ウ 使用タイトル
 - ・ストリートファイター6 (使用許諾は市が取得する)
- 工 大会内容

【ストリートファイター6】

- ・参加選手は100名規模とする。
- ・予選はオンライン形式を可とする。
- ・本選はオフライン形式で行うこととする。
- ・本選の様子を生配信で観戦できること。
- ・本選では、e スポーツキャスター (実況者) 及び解説者 (著名なプロ e スポーツ選手やストリーマー) を起用し、集客力を図るとともに臨場感を演出すること。
- ・会場は、eスポーツ大会の高揚感を感じる装飾を施すこと。
- ・参加料は無料とする。

【その他】

- ・大会以外に全世代(特に親子)が楽しめる体験コーナー等を設置し、その運営を行うこと。なお、体験コーナーに係る器材等は受託者が用意すること。
- ・市にゆかりのある賞品(総額5万円程度)を用意すること。
- ・来場者や出場者にアンケートを行い、集計及び分析、考察等を行うこと。

オ ターゲット

・県内及び近隣県の e スポーツ愛好者である高校生~社会人(30代)

カ器材等

- ・市が保有する e スポーツ用パソコン 10 台(デスクトップ型 5 台、ノート型 5 台)を使用することができる。パソコンが不足する場合は、受託者が用意すること。
- ・配信機材等は受託者が用意すること。

キ 成果目標

- ・来場者数 1,000 名
- ク 広報 P R・募集活動の実施
 - ・事業の開催に合わせ広報 PR に努め、参加者の募集をメディアや SNS を使い 効果的に発信すること。
 - ・SNS のリンク先として、WEB 上に特設ページを作成し運用すること。また、

WEB上で参加申込みが可能な仕組を構築すること。

- 告知用チラシを25,000部、ポスターを200部を制作すること。
- ・事後 PR として市が使用するため、当日の様子を写真や動画で記録し、 納品すること。特に動画については、3分程度に編集し YouTube で配信す る形式で納品すること。

ケ 総合窓口の設置

- ・参加者の募集受付や問合せ対応、個人情報管理等を行うこと。
- コ 打合せの実施
 - ・現地及びオンラインにて、随時実施すること。
 - ・打合せ議事録を作成し、都度提出すること。
- (2) e スポーツに関連した産業・企業展示会の企画・運営

本選来場者に向けて関連産業の紹介・PR を図るため、企業や学校等の展示ブースを 設置すること。

ア 展示ブースについて

- ・本市を中心に e スポーツや IT、ものづくり産業等に該当する企業及び個人 事業者、学校法人・各種学校、業界団体など
- ・5~10 社程度の展示ブースを用意すること。

イ 出展料

無料とする。

ウその他

- ・出展者の募集、調整、運営は受託者が行うこと。
- (3) 飲食関連出店の企画・運営

本選来場者に向けて市内の特産を中心とした飲食ブースを設置すること。

- ア 飲食ブースについて
 - ・10店舗程度とする。
- イ 出店料
 - 無料とする。
- ウ その他
 - ・出店者の募集、調整、運営は受託者が行うこと。
- (4) その他
 - ・来場者や駐車場の誘導など、本業務を実施するために必要な人員を確保すること。
 - ・その他、本業務を実施するために必要な全ての業務を受託者が行うこと。

6 成果物

大会実績、アンケート集計・分析のほか、業務全体の考察等を行い、業務履行時に

実績報告書として提出すること。

7 留意事項

- (1) 本業務の目的及びデジタル田園都市国家構想交付金の趣旨に沿った提案であること。
- (2) 本業務の目的を踏まえ、効果的に目的が達成できる業務がある場合は、提案上限額 の範囲内において、新たなゲームタイトルを追加してイベントの充実を図るなど、「6 業務の概要」に追加して提案することができる。
- (3) 連携可能な事業者や地域団体(住民)がいる場合、その名称と役割を明確にして提案すること。
- (4) 提出された企画の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、本委託業務の実施に際しては、市と十分に協議及び調整を行ったうえで実施することとし、協議及び調整の結果、契約締結後に予算の範囲内で実施内容を変更する場合がある。
- (5) 業務の実施に関して取得し、又は知り得た個人情報(個人情報の保護に関する法律 第2条第1項に規定する個人情報をいう。)(以下単に「個人情報」という。)を他に提 供し、又は漏らしてはならない。業務の履行後又はこの契約による委託期間の満了後 も、同様とする。

(6) 著作権等について

- ① 企画・制作において、著作権等第三者の権利の対象となっているデザイン、イラスト、写真等の素材を使用する場合、受注者はその使用に関する一切の責任を負うこと。
- ② 制作物が著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権(著作権法第 21 条から第 28 条に規定する権利をいう。)は、原則、市に帰属する。
- ③ 市は制作物が著作物に該当しない場合には当該制作物の内容を双方協議の上改変することができるものとする。
- (7) 本委託業務の実施に際しては、関係法令を遵守すること。
- (8) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めがない 事項については、必要に応じて市と受注者が協議の上、定めるものとする。